

令和5年度第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 次第

令和5年5月31日（水）
午前9時30分～午前11時30分
男女共同参画センターらぶらす
研修室3・4

1 開会

2 各委員、事務局紹介……………資料1

3 議事

[報告事項]

(1) 「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」素案の検討状況報告について……………資料2

(2) 「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況について……………資料3

(3) 令和4年度の苦情の申立て等の処理状況と今後の課題について……………資料4

4 今後の予定……………資料5

5 閉会

◆配付資料

- 資料1 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 委員名簿
- 資料2-1 「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」体系案
- 資料2-2 「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」策定に向けた検討状況
- 資料3 「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況
- 資料4 令和4年度の苦情の申立て等の処理状況と今後の課題について
- 資料5 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び各部会 年間予定表

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課
電話03-6304-3453
FAX 03-6304-3710

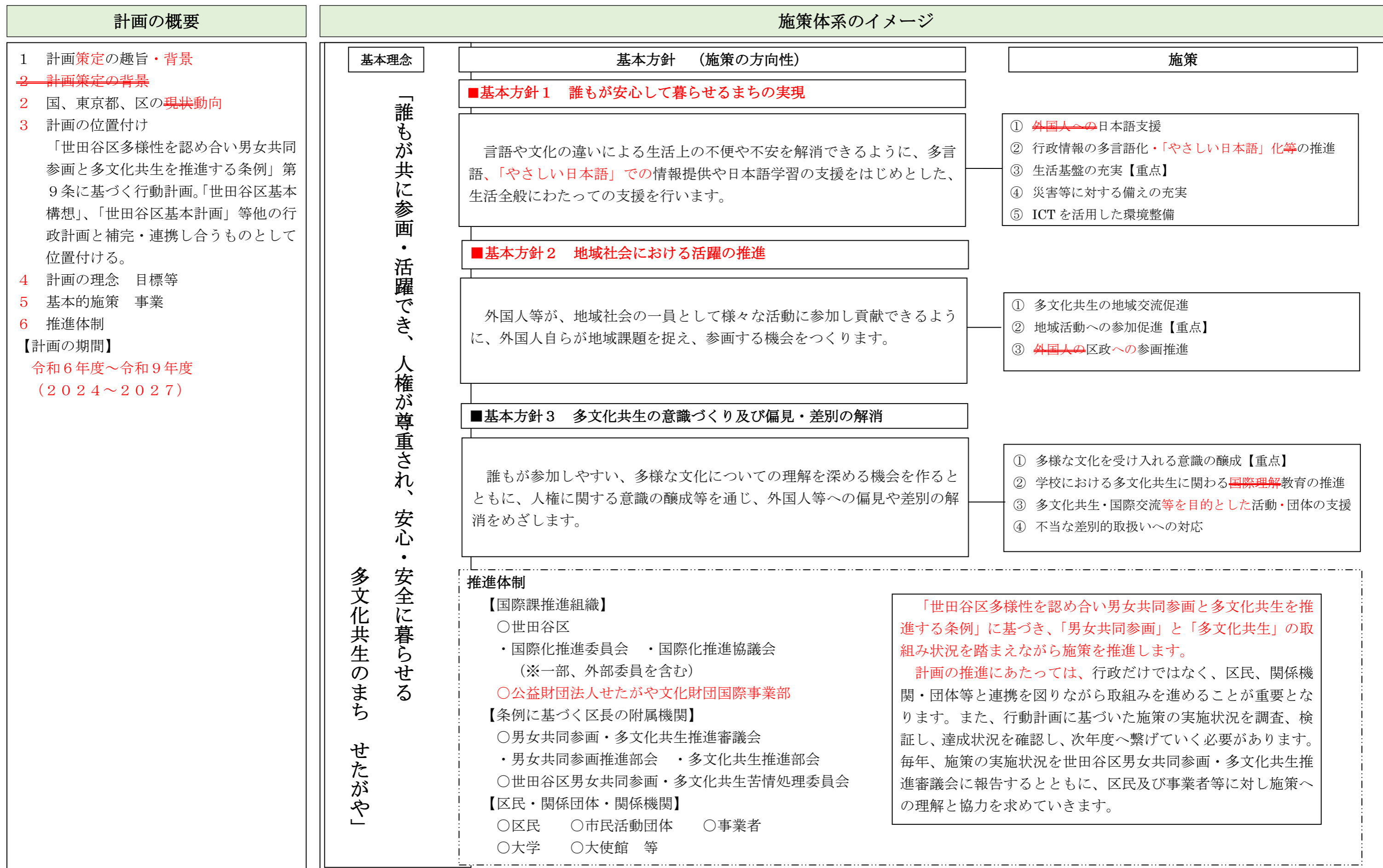
令和5年度世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 委員名簿

敬称略

		氏名	フリガナ	肩書き
1	男女共同参画 (学識経験者)	江原 由美子	エハラ ユミコ	東京都立大学名誉教授
2		加藤 秀一	カトウ シュウイチ	明治学院大学社会学部教授
3		上杉 崇子	ウエスギ タカコ	弁護士
4	男女共同参画 (関係団体)	薬師 実芳	ヤクシ ミカ	特定非営利活動法人ReBit代表理事
5		池田 ひかり	イケダ ヒカリ	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター
6	町会・自治会・産 業団体・人権擁 護関係団体	市川 望美	イチカワ ノゾミ	非営利型株式会社Polaris取締役ファウンダー
7		上田 啓子	ウエダ ケイコ	世田谷区町会総連合会 副会長
8		小島 和子	コジマ カズコ	世田谷区人権擁護委員
9	多文化共生 (学識経験者)	山脇 啓造	ヤマワキ ケイゾウ	明治大学国際日本学部教授
10		日暮 トモ子	ヒグラシ トモコ	日本大学文理学部教授
11		藤井 美香	フジイ ミカ	公益財団法人横浜市国際交流協会
12	多文化共生 (関係団体)	ゴロウィナ・クセーニヤ	ゴロウィナ・クセーニヤ	イクリスせたがや 代表
13		斎藤 利治	サイトウ トシハル	特定非営利活動法人アジアの新しい風
14	公募委員	久米 喜代美	クメ キヨミ	
15		藤原 由佳	フジワラ ユカ	

事務局	渡邊 謙吉	ワタナベ ケンキチ	世田谷区生活文化政策部長
			世田谷区生活文化政策部文化・国際課長事務取扱
	生垣 明	イケガキ アキラ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課長
	栗本 祐一	クリモト ユウイチ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当係長
	工藤 由起	クドウ ユキ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当
	野口 秀斗	ノグチ シュウト	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当
	荻田 直幸	オギタ ナオユキ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当係長
	十河 初瀬	ソゴウ ハツセ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当

「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」体系案



「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」
策定に向けた検討状況

令和5年5月

世田谷区生活文化政策部文化・国際課

目次

1	世田谷区第二次多文化共生プランの基本的な考え方	2
	(1) 策定の趣旨	2
	(2) プランの位置づけ	2
	(3) 第一次プラン策定後の国、都、区の動き	3
2	基本方針・施策と課題について	4
	(1) 基本方針1 地域社会における活躍の推進	4
	(2) 基本方針2 誰もが安心してらせるまちの実現	8
	(3) 基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消	14
	(4) その他、多文化共生推進部会から出た意見で全体に関わる内容	18
3	数値目標について	18

1 世田谷区第二次多文化共生プランの基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

世田谷区では、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会の実現に向け、区、区民及び事業者が一体となって多文化共生社会を推進していくために、平成 31 (2019) 年 3 月に「世田谷区多文化共生プラン」(以下「第一次プラン」という。)を策定しました。第一次プランでは、基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる多文化共生のまち せたがや」のもと、基本方針として「地域社会における活躍の促進」「誰もが安心して暮らせるまちの実現」「多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」を掲げ、共生社会の実現のためさまざまな施策を実施してきました。

区内在住の外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少したものの、昨今の規制緩和等により回復傾向にあり、令和 5 年 5 月時点ではコロナ禍前のピーク時(令和 2 (2020) 年、23,124 人)を上回り、過去最多の 24,109 人となっています。また、平成 31 (2019) 年 4 月の「出入国管理及び難民認定法」改正により在留資格に「特定技能」が新設されたことなどに伴い、外国人区民の多国籍化が進むとともに、外国人数の更なる増加が見込まれ、多文化共生施策の重要性はより高まってきています。

こうした社会情勢の変化に対応した新たなプランを策定するにあたり、令和 4 (2022) 年に実施した外国人区民の意識・実態調査やヒアリング調査、区民意識調査の結果などから現状と課題を整理したうえで、当区が多文化共生をさらに発展させることを目的に「世田谷区第二次多文化共生プラン」を策定します。

(2) プランの位置づけ

この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」(以下、「条例」という。)第 9 条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」に示されたビジョンや基本方針と整合を図りつつ、「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」等、他の行政計画と補完・連携しあうものとして位置づけます。

また、この計画は条例第 9 条 1 項に基づき「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」の意見を聴き、「国際化推進委員会」及び「国際化推進協議会」による全庁的な検討を行うとともに、区民意見募集等で幅広い区民の意見・要望を尊重し反映しています。さらに、条例第 9 条 3 項に基づき、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施状況を公表します。

本プランの計画期間は、令和 6 (2024) 年度から令和 9 (2027) 年度までの 4 年間とし、計画期間中に、社会情勢等の変化などにより、計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

(3) 第一次プラン策定後の国、都、区の動き

国の動き

- 出入国管理及び難民認定法の改正（平成 31（2019）年 4 月施行）
新たな在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容とする改正法が成立した。
これに合わせ、外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取り組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を示した。
- 日本語教育の推進に関する法律の成立（令和元（2019）年 6 月公布、施行）
在住外国人等に対する日本語教育の機会拡充・水準の維持向上等が掲げられ、地方公共団体も地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることとされた。
- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和 2（2020）年 6 月）
「日本語教育の推進に関する法律」第 10 条第 1 項に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を策定し、日本語教育の推進の基本的な方向等を定めた。
- 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定（令和 2（2020）年 7 月）
外国人の子供に対する就学機会の提供を全国的に推進することを目的に、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握のために地方公共団体が講ずべき事項について示した。
- 外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）の開所（令和 2（2020）年 7 月）
外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、地方公共団体の支援などの取り組みを行っている。
- 「在留支援のためのやさしい日本語※ガイドライン」の策定（令和 2（2020）年 8 月）
在留支援のためのやさしい日本語の必要性や、やさしい日本語の作成手順・要点等を示したガイドラインが策定された。
- 地域における多文化共生推進プランの改訂（令和 2（2020）年 9 月）
「多様性と包摂性のある社会の実現による『新たな日常』の構築」を掲げるとともに、コミュニケーション支援・生活支援・意識啓発と社会参画支援に次ぐ施策の 4 番目の柱として、「地域活性化の推進やグローバル化への対応」が新たに設けられた。
- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（令和 4（2022）年 6 月）
令和 8（2026）年度までを対象期間として、国の目指すべき共生社会のビジョンの実現に向けた中長期的な課題及び具体的施策が示された。

※「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。

都の動き

- ・ 東京都つながり創生財団の設立（令和2（2020）年10月）
「人」と「人」とのつながりによる地域コミュニティの活性化をはかるため新たに設立された。財団では、都内に住む外国人を支援するなど多文化共生社会を進めるほか、ボランティア文化の定着や、町会・自治会を中心とした地域コミュニティの活性化など、共助社会づくりに取り組んでいる。
- ・ 「東京における「地域日本語教育の体制づくり」のあり方」の策定（令和5（2023）年3月）
地方公共団体が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で、共通して踏まえるべき視点や目標等について示された。

区の動き

- ・ 公益財団法人せたがや文化財団国際事業部の開設・運営（令和2（2020）年4月）
今後の国際政策をより効率的・効果的に推進するため、公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業部を新設するとともに、情報発信の拠点となる「せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）」を開設した。
- ・ 東京都外国人支援ネットワークへの加盟（令和3（2021）年11月）
外国人のための専門相談事業を円滑に進めるため、「東京都外国人支援ネットワーク」に加盟。今後、本ネットワーク間での相互連絡・情報交換を進め、外国人のための専門家相談会を協働で実施している。
- ・ 「世田谷区ウクライナ避難民の受け入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置（令和4（2022）年3月）
令和4（2022）年2月24日に始まったロシア連邦によるウクライナへの侵攻に伴い、日本に入国するウクライナの避難民を世田谷区として受け入れ、日常生活の支援を行うに当たり、その具体的な課題及び支援の内容を検討するため、同年3月23日に庁内プロジェクトチームを設置した。

2 基本方針・施策と課題について

ここでは、現計画の基本方針に基づく施策ごとに、統計・調査などのデータや各会議体から出た意見を整理し、第二次プランの策定に向けた方向性を検討する。

統計・データの表記ルール

※在留外国人に対する基礎調査（令和3年度 出入国在留管理庁）…【基礎調査】

※世田谷区における外国人区民の意識・実態調査（令和4年度）…【意識・実態調査】

※世田谷区区民意識調査…【区民意識調査】

(1) 基本方針1 地域社会における活躍の推進

① 多文化共生の地域交流推進

■ 統計・データから

◇日本人との付き合いについて【意識・実態調査 P66】

- ・日本人との付き合いでは、「一緒に働いている」が119件・60.7%と最も多く、「友人として付き合い合っている」が118件・60.2%と続いている。「日本人の知り合

いはないし、付き合いもない」は4.6%だった。

◇日本人との付き合いがない理由【基礎調査 P142】

・日本人との付き合いがない理由は、「言葉が通じないから」が最も高く 50.2%となっており、次いで、「付き合う場やきっかけがないから」(40.1%)の順となっている。

◇交流活動の有無・希望について【意識・実態調査 P134】

・交流活動については、『母語や日本語を教える活動』『学校の授業への協力』『防災訓練』『防犯活動』『地域のイベント』『文化交流』『スポーツ交流』『外国人支援活動』の8つのテーマにおいて、それぞれ活動の有無、今後の取組み意欲について回答を得た。どのテーマにおいても、「したことがある」の割合は3割以下で、『母語や日本語を教える活動』の25.4%が最も高く、『防犯活動』の2.2%が最も低い。

今後の取組み意欲として、「積極的にしたい」は、『文化交流』『外国人支援活動』が同率 18.3%で最も高く、次いで『地域のイベント』18.0%となった。「機会があればしたい」は、『地域のイベント』48.3%が最も高く、次いで『防災訓練』47.0%、『文化交流』46.3%となった。

◇地域活動時に必要なサポートについて【意識・実態調査 P151】

・地域活動時に必要なサポートでは、約8割がサポートを希望している。希望するサポートは「地域活動の情報を提供してほしい」が100件・54.1%と最も多く、次いで「多言語で資料をつくってほしい」が50件・27.0%と続いている。

◇(社会参加について)参加したいと思うが、参加したことがない理由【基礎調査 P145】

・「どのような活動が行われているか知らない」が最も多く 65.6%となっており、次いで、「言葉が通じるか不安がある」(43.8%)の順となっている。

◇外国人の地域活動への参加の進捗状況【区民意識調査】

・外国人が地域活動へ参加していると思うかについては、「どちらかといえばそう思わない」(33.7%)が3割を超えて最も高く、「そう思わない」(15.2%)と合わせた《進んでいるとは思わない》(48.9%)が5割近くとなっている。《進んでいると思う》(12.1%)は1割を超えるにとどまっている。

■令和元年度～3年度取組み状況報告書に対する部会からの意見

- ・地域住民との相互理解を深めるためには、継続的な交流が必要である。新型コロナウイルス感染症の影響により、交流事業等の中止が多く見受けられるが、オンラインの活用等様々な工夫をしながら継続した実施を期待したい。
- ・イベント参加者同士の連携だけでなく、地域で暮らす日本人と外国人が連携・協力して活動できるようなことを模索してほしい。
- ・せたがや国際メッセについて、多言語での対応をもう少し増やしてほしい。

■多文化共生推進部会から出た意見(令和4年度第3回)

- ・本取組みについて、継続・強化していくべき
- ・地域自体が、外国人区民の受け入れをどのように考えているのかの把握が必要。全体的に意識が薄いのであれば、モデル地域の設定などで、先行事例をつくること

も有用ではないか。

- ・地域社会における外国人の活躍について、日本人側へのヒアリングや調査が重要ではないか。そこから外国人とのマッチングや、交流事業・場づくり等を考えられるかもしれない。
- ・事業に興味があっても、言葉の問題で参加しづらいことがあるかもしれない。
- ・地域のまつり、ボロ市、フリーマーケットなど、人が集まるイベントとコラボして外国人が参加しやすくなる工夫が大切なのは。
- ・ヒアリング調査の結果から、現在区の交流の場がないという状況なのは。交流施設としてクロッシングせたがやがあるが、そこが利活用されることが重要。地方の物産があるアンテナショップのような、人が訪れるイメージの拠点になるとよい。他部で行うイベントとの連携などもよいのでは。
- ・交流や参画の促進の前に、困りごとの解決が重要なのでは。また、交流機会・参画機会の創出だけが達成指標にならないように。意識啓発の中身として、実行性の高い取組みは何であるかを具体的にしたい。
- ・「外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくります。」という点について、非常に重要なポイントだと思う。地域活動を行っていただくためのキーパーソンを通しての呼びかけを実施してほしい。

■第二次プラン策定に向けた方向性

- 日本人との付き合いがない理由や、交流活動に参加したいができない理由に「言葉が通じないから」という意見が挙がっている。地域住民との相互理解を深めるための交流事業等を実施するうえで、言語的な不安を軽減するため、多言語対応及び「やさしい日本語」の活用を一層進める必要がある。→基本方針2（1）
- コロナ禍での経験から得たオンライン等の手法を生かし、工夫しながら各施策を実施するなど、引き続き外国人を含め、誰もが参加しやすい事業を展開していく。
- 事業展開においては、せたがや国際交流センターと連携し、双方が持つノウハウや人的ネットワークを活かしながら役割分担を行う。

② 地域活動への参加促進

■統計・データから

◇自治会・町会への加入状況【意識・実態調査 P146】

- ・自治会・町会の加入状況では、「入っていない」が96件・50.0%で最も多く、「入っている」は31件・16.1%、「自治会・町会を知らない」が49件・25.5%、「入りたいが入り方がわからない」が9件・4.7%であった。

◇団体（コミュニティ・グループ）への参加状況【意識・実態調査 P149】

- ・「特に団体に参加していない」が139件・73.5%であった。参加している団体については、「娯楽・趣味の団体」が14件・7.4%で最も多く、次いで「同国人団体」「スポーツ団体」がともに13件・6.9%となった。「ボランティア団体」8件・4.2%、「日本人との交流団体」は7件・3.7%、「宗教団体」は2件・1.1%であった。

◇日本人との付き合いについて【(1) ①再掲】

◇日本人との付き合いがない理由【(1) ①再掲】

- ◇交流活動の有無・希望について【(1) ①再掲】
- ◇地域活動時に必要なサポートについて【(1) ①再掲】
- ◇(社会参加について)参加したいと思うが、参加したことがない理由【(1) ①再掲】
- ◇外国人の地域活動への参加の進捗状況【(1) ①再掲】

■令和元年度～3年度の取組み状況報告書に対する部会からの意見

- ・多文化共生社会の形成には、外国人の日本語習得や地域参加を進めることが重要。それらを支援するため、地域におけるボランティアと外国人が関わる場を区としてどのように作っていただけるのか、具体的な検討が必要である。
- ・外国人ボランティア活用実績について、2020年度の見込み5人、実績3人というのは少ない。コロナ禍で難しい状況ではあるが、オンラインも活用し、ボランティアをはじめとする外国人の活躍の機会をつくってほしい。
- ・外国人ボランティアの活躍機会の拡充においては、機会があるということを見えるようにしていただくこと、日常から関心のある人とつながることが大事。世田谷ボランティア協会との連携によって、外国人もつながっていくような仕組みが作れるとよい。

■多文化共生推進部会から出た意見(令和4年度第3回)

- ・外国人だけでなく、日本人もともに地域活動に参加をしていくことができる仕組みづくりが必要。その後の多文化共生社会づくりを見据えて、日本人も外国人も地域住民として、地域社会に参加し、活躍できるような「きっかけづくり」から「継続的支援・支援」へと繋げていけるような、インセンティブと、持続性のある仕組みを具体的に検討する必要があるのでは。
- ・本取組みについて、継続・強化していくべき
- ・外国人区民自身の、地域への参画のイメージの把握が必要。

■第二次プラン策定に向けた方向性

- 地域活動への参加は外国人に限らず、誰もが地域住民として活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加促進を行う。
- 現在実施しているボランティアに関する事業においても、機会があることの更なる周知を行うとともに、関係所管等に対する働きかけと連携を強化し、誰もが活躍できるきっかけとなる場を広げていく。

③ 外国人の区政参画促進

■統計・データから

- ◇世田谷区に期待する取組み【意識・実態調査 P108】

・世田谷区に期待する取組みでは、「生活情報や行政情報の発信方法(SNS・インターネットなど)を充実させる」が66件・33.3%で最も多かった。次いで「日本語学習を支援する」が65件・32.8%、「外国人区民が活躍する機会(ボランティア・地域活動など)を充実させる」61件・30.8%、「対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる」58件・29.3%の順で多かった。また、「特にない」は

25件・12.6%であった。

◇地域活動時に必要なサポートについて【(1) ①再掲】

◇(社会参加について)参加したいと思うが、参加したことがない理由【(1) ①再掲】

◇外国人の地域活動への参加の進捗状況【(1) ①再掲】

■令和元年度～3年度の取組み状況報告書に対する部会からの意見

- ・外国人の意見交換会などで出た意見を施策に反映させるよう努めてもらいたい。
- ・外国人にとっては、自分の意見が区政に反映されるということが実感できれば自信につながる。意見交換会等に参加して出した意見が反映されるとよい。

■多文化共生推進部会から出た意見(令和4年度第3回)

- ・交流事業と地域活動参加を合わせたプログラムを検討してほしい。
例：自治会行事の体験プログラム

■第二次プラン策定に向けた方向性

- 外国人を含め区民全体への調査や意見交換会など、引き続き意見の確認やアイデアの収集に努め、事業展開について積極的な検討を行う。
- 多文化共生に関する事例や、外国人区民から出た意見を施策に生かした事例の公表など、区民の区政参加へのモチベーション向上につながる取組みの検討が必要となる。
- 多文化共生を推進するため、外国人区民のみならず、日本人区民への調査等、意識を把握する機会を設ける必要がある。

(2) 基本方針2 誰もが安心してくらせるまちの実現

① 外国人への日本語支援

■統計・データから

◇自由に使えることば【意識・実態調査 P25】

- ・日本語以外で自由に使えることばでは、「英語」が139件・72.4%で最も多く、「中国語」が85件・44.3%、「韓国・朝鮮語」が18件・9.4%と続いている。

◇日本語(話す・聞く・読む・書く)のレベル【意識・実態調査 P26】

- ・日本語(話す・聞く・読む・書く)のレベルでは、「できる」と「だいたいできる」の合算でみると、「聞くこと」82.1%、「話すこと」81.2%、「読むこと」74.0%、「書くこと」67.2%であった。

◇日本語の勉強意欲・日本語の勉強をしない理由【意識・実態調査 P43】

- ・日本語の勉強意欲では、45.1%が「したい」と回答している。

◇参加してみたい日本語教室【意識・実態調査 P44】

- ・参加してみたい日本語教室では、「自分の家や職場に近い」78件・46.7%、「中級・上級者向け」76件・45.5%、「オンラインで利用できる」73件・43.7%、「仕事に役立つ」62件・37.1%、「日本の文化を学べる」58件・34.7%の順が多かった。

◇日本語学習における困りごと【基礎調査 P19】

・日本語学習における困りごとをみると、「日本語教室・語学学校等の利用・受講料が高い」（15.0%）が最も高くなっている。

■令和元年度～3年度¹の取組み状況報告書に対する部会からの意見

・日本語教育の推進に関する法律の施行も踏まえ、その支援にあたっては新たな展開を講じていくべきである。これまで実施してきた区の日本語教室の充実に加え、地域で活動する日本語支援ボランティア団体への支援や連携についても検討していく必要がある。

・多文化共生には、自分のルーツを忘れないという意味も含まれる。将来的には、日本語支援に加え、自分の母語あるいは継承語に触れる機会を創出できるような取組みにも期待する。

・今後、区として「日本語教育の推進に関する法律」に基づく施策等を策定していくのであれば、日本語教育を必要とする外国人数を的確に把握し、適切な日本語教育機会を設けていくべき。

・日本語を学ぶ機会をつくるのはとても重要であるが、ただ機会をつくるだけでなく、外国人の地域での活躍促進につなげることまでを意識しながら、地域の日本語教育の充実に取り組んでいくべき。

■多文化共生推進部会から出た意見（令和4年度第3回）

- ・（生活支援・多文化子コミュニケーションの場としての）日本語支援、外国につながる子どもの日本語・学習支援を強化していくべき。
- ・区が行う日本語学習支援の目的や方向性について議論が必要。
- ・コミュニケーション支援において、大切な情報の到達度を高めるための施策について議論が必要。登録者にメルマガ発信など。
- ・三宿夜間中学のような選択肢が必要な方にしっかりと認識されていればと思う。

■第二次プラン策定に向けた方向性

- 外国人が地域社会で自立した生活を送るため、学習ができる時間に限りがある方などでも参加できる、参加しやすい学習機会の提供と積極的な啓発を行う。
- オンラインの活用など、新型コロナウイルス感染症拡大の時期に学んだ手法を継続して事業に活かしていく。
- 地域日本語教育コーディネーターを中心に、日本語教室への参加だけに留まらない地域との連携による日本語教育機会の可能性を検討し、拡充させる。
- 国の日本語教育の方針に基づき、東京都の動向を確認しながら、区の状況に応じた地域日本語教育のあり方についての検討に着手する。

② 行政情報の多言語化等の推進

■統計・データから

◇自由に使えることば【(2) ①再掲】

◇世田谷区役所利用時に困ったこと【意識・実態調査 P106】

・世田谷区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していかかわらなかった」及び「ことばが通じなかった」が14.3%で最も高く、続いて「手続きがわ

からなかった」12.8%、「書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった」10.2%、「職員の対応が不親切だった」4.1%と続いた（「その他」「特にない」は除く）。

■令和元年度～3年度 of 取組み状況報告書に対する部会からの意見

- ・外国人住民にとって言葉の問題は大きい。引き続き、「やさしい日本語」も含めた情報の多言語化を進め、外国人に分かりやすい情報発信に努めていくことが重要である。また、庁内における多言語冊子、チラシ等一覧（P57～58）によると、英語のみに対応している冊子、チラシが多いことが伺える。今後は、英語以外の言語にも対応していくことを望む。
- ・区の多言語対応について、体制整備が進んだことを評価する。多言語対応をしていることをさらにしっかりと外国人区民に周知していく必要がある。
- ・やさしい日本語の活用はとても大切。一方で、外国人にとっては多言語表示＝自分たちが承認されているというメッセージだと受け取るという話もよく聞くので、やさしい日本語を活用するとともに、基本的な多言語対応も特に緊急時などは大事にしてほしい。

■多文化共生推進部会から出た意見（令和4年度第3回）

- ・多言語表記・やさしい日本語について、やさしい日本語は口語としては効果的だとわかるが、文字情報になったときにはわかりづらさがあることが読み取れた。文字情報は英語翻訳をつける方がよいのではないか。

■第二次プラン策定に向けた方向性

- 外国人が地域社会で生活する中で、言語が分からないことに起因する困りごとが起こっている調査結果を踏まえ、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則り、外国人向けの情報を発信する際の多言語化を更に推進する。
- 「やさしい日本語」の認知・理解をより高めるため、職員への研修を含め幅広く啓発に努めながら、区全体での活用を強化していく。
- 外国人に向け、よりわかりやすい情報を提供できるよう、ユニバーサルデザインによる情報発信にも留意する必要がある。

③ 生活基盤の充実

■統計・データから

◇日常生活での困りごと【意識・実態調査 P51】

- ・日常生活での困りごとでは、「特にない」が80件・42.1%と最も多かった。困っている内容では、「日本人との交流が少ない」41件・21.6%、「ことばが通じない」34件・17.9%等の回答があった。

◇住宅を探すときに困ったこと【意識・実態調査 P54】

- ・住居を探すときに困ったことでは、「外国人であることを理由に住むことを断られた」が66件・34.0%で最も多く、「保証人が見つからなかった」が36件・18.6%であった（「特にない」を除く）。

◇病院を利用する際に困ったこと【意識・実態調査 P57】

・病院を利用する際に困ったことでは、「ことばが通じず医者や看護師などとコミュニケーションがとれなかった」が34件・17.4%で最も多く、「どこの病院に行けばいいのかわからなかった」が30件・15.4%であった（「特にない」を除く）。

◇出産や子育てで困ったこと【意識・実態調査 P58】

・出産や子育てで困ったことでは、「通院・入院中にことばが通じなかった」が4.9%、「母子健康手帳の内容がわからなかった」が3.3%であった（「特にない」「これまで出産や子育てをしたことがない」を除く）

◇子育てについての困りごと【基礎調査 P102】

・子育てについての困りごとをみると、「子どもが母国語・母国文化を十分に理解していない」（22.1%）の割合が最も高い。

◇子どもが通っている学校において、子どもが困っていること【基礎調査 P111】

・「日本語が分からない」（7.6%）が最も高くなっている。また、「特に困っていない」は69.7%となっている。

◇子どもが通っている学校において、親として困っていること【基礎調査 P118】

・「先生とうまく意思が通じない」（14.2%）の回答の割合が最も高く、「学校の保護者会（PTA）の仕組みが分からない」（13.2%）が続く。また、「特に困っていない」の割合は55.4%となっている。

◇働くうえで困ったこと【意識・実態調査 P60】

・働くうえで困ったことでは、「募集や採用が少なかった」「働く時間が長い」がともに7.3%であった（「働いたことがない」「その他」「特にない」を除く）。

◇仕事（パート・アルバイトを含む）における困りごと【基礎調査 P127】

・現在の仕事の困りごとをみると、「給料が低い」の割合が最も高く（35.6%）、次いで、「採用、配属、昇進面で日本人と比べて不利に扱われている」（12.6%）の順となっている。また、「特にない」の割合は41.7%となっている。

◇利用したい外国人相談窓口【意識・実態調査 P125】

・どのような外国人相談窓口があれば利用したいか尋ねたところ、「メールやSNSで相談できる」が91件・49.2%で最も多く、次いで「利用しやすい場所にある」82件・44.3%、「相談できる内容が充実している」75件・40.5%、「多言語に対応している」66件・35.7%等の回答がみられた。

◇支援の状況【基礎調査 P167】

・支援の状況についてみてみると、現在、行政機関やNPO等の民間支援団体等から何らかの支援を「受けている」と回答した人の割合は5.8%となっており、「行政機関」からの支援を受けている人が最も多い。（44.4%）また、支援の内容は「経済的な支援」（68.3%）、「相談支援」（32.5%）と続いている。

・支援を受けていない理由は、「支援があることを知らなかった」が最も多い。（55.1%）

◇支援に関して臨むこと【基礎調査 P170】

・支援に関して臨むこととしては、「どこに相談すればよいかを適切に教えてくれる」の割合が48.0%と最も高く、次いで「オンライン（SNS含む）で相談に応じてくれる」（31.0%）の順となっている。

■令和元年度～3年度の取組み状況報告書に対する部会からの意見

- ・若い世代の外国人が多い世田谷区の特性を踏まえ、出産、育児、教育等、子育て世代に対する生活基盤の充実を図る施策をさらに充実していく必要がある。
- ・外国人住民の困りごとは、くらしや生活基盤に関することが多いと思われる。区の多文化共生に関する情報に対し、外国人住民がどのくらいアクセスできているかということ測っていくことが重要である。
- ・外国人へのアンケートについて、在住年数等を絞ったり、対面で回答を依頼したりするなど、調査手法の工夫を行い調査の精度を高めていくことが必要である。
- ・外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣について、指導補助を継続しているとあるが、ここにはぜひ力を入れていってもらいたい。

■多文化共生推進部会から出た意見（令和4年度第3回）

- ・家探しと仕事探して困らないことは、生活基盤を整える上で最重要だと思う。実際に効果的な解決策は見出せているか。とりわけ外国人の家探しの困難は、日本全体で起きている社会課題でもあるため、公営住宅の提供、不動産事業者への働きかけ、サポート体制、空き家の活用など、現状のプランを確認し、世田谷区として実効性の高いプランを定めていくことができると嬉しい。
- ・労働環境の確保と住宅確保の支援を新たな論点として挙げてもらった。生活基盤を整えることは非常に重要であり、家、仕事、教育が整えば、交流や参画にもつながっていくと思う。どのような支援に力をいれるべきかを明確にしたい。

■第二次プラン策定に向けた方向性

- 外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できる窓口の運営については、引き続き安定した運営に努める。
- 日常生活において特に困ったことはない、との声が4割以上と多く出ていたが、交流、言葉、就労、住宅など、様々な分野で困りごとを抱える外国人の声もある。区で実施できる取組みについては関係所管に働きかけ、可能な取組みを随時検討する。
- 区では十分なアプローチが難しい就労支援などについては、国、東京都等で実施する支援内容の積極的な情報収集に努め、周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。

④ 災害等に対する備えの充実

■統計・データから

◇避難場所認知度【意識・実態調査 P93】

- ・避難場所の認知度では、「知っている」が92件・46.9%で、半数近くが自身の避難場所を認知していた。「知らない」54件・27.6%、「聞いたことがあるが場所は知らない」は50件・25.5%であった。

◇世田谷区に望む災害対策【意識・実態調査 P97】

- ・世田谷区に望む災害対策としては、「SNSやインターネットを通じた情報発信を行う」が74件・40.4%で最も多く、「避難場所を多言語で案内する」が72件・39.3%、「災害が起こったときに多言語による放送や誘導を行う」が64件・35.0%

と続いた。

◇災害時の困りごと【基礎調査 P69】

・災害時の困りごとをみると、「信頼できる情報をどこから得ればよいか分からなかった」が最も高くなっている（12.2%）。次いで、「避難場所が分からなかった」が10.5%、「警報・注意報などの避難に関する情報が、多言語で発信されていないため分からなかった」が10.3%となっている。

■令和元年度～3年度の取組み状況報告書に対する部会からの意見

なし

■多文化共生推進部会から出た意見（令和4年度第3回）

・世田谷区町会総連合会等でも、災害時の受け入れについて考えておく必要があると感じる。受け入れ態勢など話し合う機会を設ける。言葉の壁は大変大きいと思うので、町会に翻訳機を供与する等はどうか。町会役員にとっても考える良い機会となる。

■第二次プラン策定に向けた方向性

●災害時の課題として、情報発信と情報の多言語化があげられる。引き続き、防災訓練や防災情報の提供を継続・強化するとともに、多言語化・「やさしい日本語」化された、災害発生時に活用できる情報の収集・整理と、職員及び区民への啓発を強化する必要がある。

⑤ ICT を活用した環境整備

■統計・データから

◇情報の入手方法【意識・実態調査 P70】

・外国人が生活するうえでの情報の入手方法は「インターネット」の割合が最も高く約7割を占めている。

◇行政からほしい情報【意識・実態調査 P83】

・行政からほしい情報では、「保健・医療」が63件・34.4%で最も多い。「行政サービス・手続き」が48件・26.2%、「災害・防災情報」が46件・25.1%、「地域でのイベントやおまつり」が37件・20.2%と続いている。

◇行政からの発信（希望する情報発信の方法）【意識・実態調査 P89】

・行政からの情報を、どのような方法で発信してほしいかについては、「ホームページ」が109件・57.7%でニーズが高いことがうかがえる。「区のおしらせ せたがや（広報誌）」67件・35.4%、「チラシ・ポスター」57件・30.2%、「メールマガジン」52件・27.5%と続いている。

◇世田谷区に期待する取組み【(3) ③再掲】

◇公的機関（市区町村・都道府県・国）が発信する情報を入手する際の困りごと【基礎調査 P38】

・「多言語での情報発信が少ない」が最も高く34.1%となっている。次いで、やさしい日本語での情報発信が少ない（17.4%）、公的機関（市区町村・都道府県・国）のウェブサイト上で、必要な情報にたどり着くことが難しい（17.0%）であった。

◇公的機関（市区町村・都道府県・国）による情報発信を希望する SNS【基礎調査 P46】

- ・公的機関（市区町村・都道府県・国）による情報発信を希望する SNS をみると、「Facebook」の割合が最も高く 55.8%となっている。次いで、「LINE」（50.9%）、「YouTube」（40.2%）となっている。

■令和元年度～3年度¹の取組み状況報告書に対する部会からの意見

- ・各種イベントの参加者を見ると高齢の方が多いため、SNS等を有効に活用し、若い世代の参加を促していくことを望む。
- ・紙での多言語対応は十分だと思う。ホームページ等での検索というアクセスの仕方が一番多いと思うので、そこで外国語で見られるようになるとよい。外国人のニーズや困りごとを集めつつ、分かりやすく情報にたどり着けるような整備が必要かと思う。
- ・多文化共生のホームページについて、昨年度に比べて見やすくなった。タブレットでの多言語対応や相談窓口の存在がもっと外国人に伝わると、生活基盤の充実につながるのではないか。

■多文化共生推進部会から出た意見（令和4年度第3回）

- ・情報の入手先、情報発信について、情報を探す人や相談したい人に対しての多言語対応は進んでいると思う。加えて必要だと感じるのがメルマガやダイレクトメールなど。公式アカウントに登録すると必要な最新情報が届く仕組みなど、発信型の情報提供は必要だと思う。

■第二次プラン策定に向けた方向性

- 外国人の情報入手においては、インターネットを利用する割合が圧倒的に高く、特にインターネットでもホームページによる情報収集のニーズが高い。一方で、必要な情報にたどり着けない、「やさしい日本語」での発信が少ないなどの声もあることから、区ホームページを中心に、「やさしい日本語」や写真、イラスト等を活用し、情報にアクセスしやすい環境づくりを進める。
- 国際交流センターと連携し、更に SNS 等を積極的に活用し、情報発信を強化する。

(3) 基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

① 多様な文化を受け入れる意識の醸成

■統計・データから

- ◇日本人との付き合いについて【(1) ①再掲】
- ◇日本人との付き合いがない理由【(1) ①再掲】
- ◇交流活動の有無・希望について【(1) ①再掲】
- ◇地域活動時に必要なサポートについて【(1) ①再掲】
- ◇外国人の地域活動への参加の進捗状況【(1) ①再掲】
- ◇偏見や差別（日本人から偏見や差別を感じたこと）【意識・実態調査 P67】
 - ・日本人から偏見や差別を感じたことについては、「ときどきある」が73件・37.2%で最も多く、「ほとんどない」が54件・27.6%、「まったくない」が42件・21.4%、

「よくある」が17件・8.7%であった。

◇どのようなときに、偏見や差別を感じたか【意識・実態調査 P68】

・どのようなときに、偏見や差別を感じたかでは、「住居を探すとき」の61件・46.6%が最も多く、次いで「電車やバスに乗っているとき」が36件・27.5%、「仕事を探したり、働いているとき」が29件・22.1%、「レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき」が26件・19.8%と続いている。

◇外国人に対する偏見や差別の減少【意識・実態調査 P102】

・外国人に対する偏見や差別の減少では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合算が89件・45.2%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合算が43件・21.9%で偏見や差別が減少していると感じる外国人が23.3ポイント多い。「わからない」は65件・33.0%であった。

◇差別や人権に関する要望【基礎調査 P155】

・差別や人権に関する要望としては、「外国人と日本人の交流の機会を増やす」が最も多く(47.6%)、次いで、「学校で日本人に対して、外国人についての正確な知識を伝えてほしい」(44.6%)となっている。

◇外国人に対する偏見や差別の解消【区民意識調査(令和3年実施) P209】

・区内において外国人に対する偏見や差別が解消されているかについて聞いたところ、「どちらかといえばそう思う」(30.0%)が3割と最も高く、「そう思う」(4.0%)と合わせた《解消されていると思う》(34.0%)が3割半ばとなっている(「わからない」は除く)。「どちらかといえばそう思わない」(22.1%)と「そう思わない」(6.7%)を合わせた《解消されているとは思わない》(28.8%)は3割近くと、《解消されていると思う》と《解消されているとは思わない》の差は小さい。

■令和元年度～3年度の取組み状況報告書に対する部会からの意見

・今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人に対する新たな偏見・差別が見受けられる。不当な差別的取扱いには適切に対応するとともに、引き続き、こうした差別を起こさせない多文化共生の意識づくりに取り組む必要がある。

・地域の中で外国人と関わりを持っている区民活動の事例は多くあると思われる。そうした事例を収集し、広く区民に公開することで、多文化共生の意識づくりに繋げることが重要である。

・(再掲)外国人ボランティアの活躍機会の拡充においては、機会があるということを見えるようにしておくこと、日常から関心のある人とつながることが大事。世田谷ボランティア協会との連携によって、外国人もつながっていくような仕組みが作れるとよい。

・(再掲)せたがや国際メッセについて、多言語での対応をもう少し増やしてほしい。

■多文化共生推進部会から出た意見(令和4年度第3回)

・差別解消に向けた、ホスト(受入れ)社会の人権意識の醸成を継続・強化していくべき。

・人権意識の醸成、啓発活動について、条例の趣旨に合わせ、男女共同参画と一体で取り組めないか。

- ・「区民の差別を払拭するためのアクション」という部分は論点の一つではないか。
- ・外国人への差別は無意識的なものが大半を占めると思う。差別をなくす目的で、どのような差別の事例があるかなど、動画を通じて紹介するのがよいと考えている。また、差別（細かな事例など）についての講座を開いてもらおうと学びやすいと思う。
- ・外国人住民への偏見や差別の解消に向けた取り組みの強化が必要と思われる。今回の調査結果を区民全体に周知することや人権・男女共同参画課と連携して、多様性や人権尊重に関する啓発を推進することが必要と思われる。

■第二次プラン策定に向けた方向性

- 偏見・差別が減っていると感じる外国人の割合が増えている一方で、約46%の外国人が偏見・差別を感じたことが「よくある」「ときどきある」と回答していることから、偏見・差別の解消に向けて、実際に体験した偏見・差別や、人権についての学習などを通じて、多様な文化を受け入れる意識の醸成を継続・強化していく。

② 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進

■統計・データから

各調査において数値データは出ていないが、【意識・実態調査】における自由記述では「学校に通っている日本の子ども達が、外国人や障害者に対して偏見や差別意識を強く持っていると感じた。また、教員にもそういった意識が強い人がある。」という意見があった。

■令和元年度～3年度の取組み状況報告書に対する部会からの意見

- ・教育委員会等と連携し、児童生徒全体に向けての多文化共生に関する教育の取組を進めてほしい。
- ・海外派遣等を通じた国際交流事業は休止となってしまっている。東京2020大会終了後、関係国とオンラインでやり取りをするなど、何らかの交流機会を設けるべき。
- ・海外派遣等を通じた国際交流事業の相手国は、欧米の先進国が中心となっているため、今後はアジアや途上国にも広げてもらいたい。
- ・令和3年度多文化共生推進部会での議論・意見を基にして、令和4年3月に策定された「第2次世田谷区教育ビジョン調整計画」に、「多文化共生プラン」との連携や、多文化共生に基づく取組みについて明記していただいた。当計画に基づく取組みを着実に進めてほしい。

■多文化共生推進部会から出た意見（令和4年度第3回）

- ・学校において、国際理解教育では不十分で、人権の視点に立った多文化共生教育が必要と思われる。

■第二次プラン策定に向けた方向性

- 偏見・差別の解消に向けて、外国語教育などの国際理解教育に加え、教員向けには人権教育研修を行うなど、学校において人権の視点に立った多文化共生の意識を醸成する取組みを進める。

③ 多文化共生・国際交流活動団体の支援

■統計・データから

◇団体（コミュニティ・グループ）のへの参加状況【(1) ②再掲】

■令和元年度～3年度の実施状況報告書に対する部会からの意見

なし

■多文化共生推進部会から出た意見（令和4年度第3回）

- ・現在の取り組みを継続・強化していくべき
- ・多文化共生を目的とした団体だけでなく、福祉、教育、文化など関連領域団体による多文化共生を目的とした活動も支援するのはどうか。

■第二次プラン策定に向けた方向性

- 区内の国際交流活動団体に対し、平成7年度より世田谷区国際平和交流基金を活用し、これまで延べ約200の団体へ助成事業を行ってきた。今後も事業の周知を継続しながら、様々な団体による多文化共生や国際協力を目的とした活動等に対し、広く支援を行う。

④ 不当な差別的取扱いへの対応

■統計・データから

◇差別を受けた際の相談先【基礎調査 P152】

- ・差別を受けた際の相談先をみると、「相談していない」の割合が最も高く46.8%となっており、次いで、「家族・親族」(25.5%)、「同じ国籍・地域の友人・知人」(24.3%)、「日本人の友人・知人」(17.4%)となっている。また、公的機関（市区町村・都道府県・国）の相談窓口の割合は3.8%にとどまっている。

■令和元年度～3年度の実施状況報告書に対する部会からの意見

- ・(再掲) 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人に対する新たな偏見・差別が見受けられる。不当な差別的取扱いには適切に対応するとともに、引き続きこうした差別を起させない多文化共生の意識づくりに取り組む必要がある。

■多文化共生推進部会から出た意見（令和4年度第3回）

- ・外国人住民への偏見や差別の解消に向けた取り組みの強化が必要と思われる。

■第二次プラン策定に向けた方向性

- 調査結果から、差別を受けた際に相談していないと答える人が多く、その中には「相談できる窓口がない」という状況も含まれていると考える。同じ国籍の友人・知人が少ない人にとっても、安心して相談できる公的な相談窓口の体制整備を関係所管含め引き続き調整していく。
- 外国人住民への偏見・差別の解消に向けた取り組みを強化するとともに、不当な差別的扱い等が実際に起こった場合に、相談先として窓口があることや苦情・意見の申立て制度があることの周知に取り組む必要がある。

(4) その他多文化共生推進部会から出た意見（令和4年度第3回） 全体に関わる内容

- ・プランの3つの基本方針について、「1 地域社会における活躍の推進」「2 誰もが安心して暮らせるまちの実現」の順番を入れ替えたほうがよいと思う。外国人住民が安心して暮らせるようになった時に、活躍してもらえと思われるので。
- ・次期プラン策定に向けた論点の一つに、「多文化共生について、日本人側の意識が不透明」とあるが、他の区が実施しているように、外国人住民だけでなく、日本人住民の調査が必要だと思われる。
- ・外国につながる人の声を発信する場の充実が必要。
- ・地域にすでにある社会資源や取組みの可視化が必要。
- ・多文化共生の推進のためには、日本人区民に対する意識啓発が重要。パブリックコメントなどを通し、幅広い層の区民から意見を吸い上げてもらいたい。
- ・外国人に対する偏見や差別の声は、広く区民に伝えることも重要。若者が区の広報を担っている「ねつせた！」に告知してもらうなど、声のページをつくり、SNSなどで区民全体に知らせていくこともできると思う。
- ・「外国人」という呼び方をなくす方向の検討を提案したい。利便性のための仕様だと承知しているが、日本人対外国人という構図ができてしまっており、同じ区民であることから来る協働の可能性や多文化共生の意識が薄まってしまう。世田谷区がこれまでもいろいろな取り組みにおいて、先駆的な役割を果たしたと同様に、「多様な背景のある区民」や「移民背景を持つ区民」（「移民」の場合、「ゲスト」「他者」というニュアンスが減り、長期滞在者である意味合いも強調される）など、検討してもらいたい。

3 数値目標について

調査項目について、より適切な表現へと変更を行うとともに、直近の実績と第一次プランの目標数値に大幅な乖離がみられるため、より実現可能な数値へ見直しを行う。

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査）

調査項目		直近の実績	目標値	目標値
第一次プラン	多文化共生施策が <u>充実している</u> と思う区民の割合	2018年度	2021年度末	2023年度末
		31.50%	80%	80%以上
第二次プラン	多文化共生が <u>進んでいる</u> と思う区民の割合	2022年度	2025年度末	2027年度末
		41.5%	50%	55%以上

(2) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区民意識調査）

調査項目		直近の実績	目標値	目標値
第一次プラン	重点①外国人の地域活動への参加が <u>促進されている</u> と思う区民の割合		2021年度末	2023年度末
			80%	80%以上
第二次プラン	重点①外国人の地域活動への参加が <u>進んでいる</u> と思う区民の割合	2019年度	2025年度末	2027年度末
		12.1%	20%	25%以上

調査項目		直近の実績	目標値	目標値
第一次プラン	重点③外国人に対する誤解や偏見が <u>解消されている</u> と思う区民の割合		2021年度末	2023年度末
			80%	80%以上
第二次プラン	重点③外国人に対する <u>偏見や差別</u> が <u>減少している</u> と思う区民の割合	2021年度末	2025年度末	2027年度末
		34.0%	40%	45%以上

(3) 重点施策に基づく数値目標（外国人アンケート調査）

調査項目		直近の実績	目標値	目標値
第一次プラン	重点②外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合		2021年度末	2023年度末
			80%	80%以上
第二次プラン	重点②外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合	2021年度末	2025年度末	2027年度末
		52.1%	65%	75%以上

調査項目		直近の実績	目標値	目標値
第一次プラン	重点③外国人に対する誤解や偏見が <u>解消されている</u> と思う区民の割合		2021年度末	2023年度末
			80%	80%以上
第二次プラン	重点③外国人に対する <u>偏見や差別</u> が <u>減少している</u> と思う区民の割合	2021年度末	2025年度末	2027年度末
		42.2%	50%	55%以上

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進		
課題		1 固定的な性別役割分担意識の解消		
1	取組み名称	男性の男女共同参画への意識向上にかかる取組みの拡充	実績	令和4年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施した。 〔男性を対象とするワーク・ライフ・バランス推進講座〕 ・パパと子どものエコクッキング@オンライン 〔図書・資料を活用した講座〕 ・シネマサロン（親子向け企画）
			今後の取組み	令和5年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔男女共同参画講座〕 ・区民とつくる男女共同参画基礎講座（らぶらすゼミ） 〔ワーク・ライフ・バランス講座、男性のための家事・育児・地域活動等への参画支援講座〕 ・父親向けワーク・ライフ・バランス推進講座 ・父親と子どもを対象としたワークショップ 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン
課題		2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進		
1	取組み名称	社会のあらゆる分野の活動への女性が参加する機会の確保	実績	
			今後の取組み	・女性がこれまでの制約を取り除いて、より活発に社会の中軸を担えるよう、「ジェンダー主流化」と「参加と協働」を一体的に進めることで、住民自治を一層推進し、持続可能で豊かな地域社会の構築につなげる。
課題		3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援		
1	取組み名称	女性への就労支援	実績	令和4年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施した。 〔女性のためのライフキャリア支援講座〕 ・50歳からの私・仕事・生き方 〔女性のための起業支援講座〕 ・起業講座（起業ミニメッセ2022内で実施） 〔団体とのネットワーク事業〕 ・女性起業家交流会
			今後の取組み	令和5年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・非正規シングル女性の生き方と仕事を考える講座 ・産休・育休中の女性向け復職セミナー ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 ・女性のための起業ファーストステップ講座 ・女性起業家交流会
2	取組み名称	女性の就労支援にかかる情報発信	実績	・女性を対象とした就労支援リーフレットを作成・配布した。
			今後の取組み	・女性を対象とした就労支援リーフレットは引き続き作成するが、内容を見直すとともに、配布先や配布方法を検討し、広く配布する ・悩みごとに応じた相談窓口や制度等を体系的に集約し、区ホームページで公開する。

3	取組み名称	女性の就労にかかる課題と方策の検討	実績	
			今後の取組み	・令和5年度より特別区長会調査研究機構において、「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマに若年女性が抱える課題と有効な施策について検討する。

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進		
課題		4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発		
1	取組み名称	区民向け情報発信	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回、庁内においてワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れたイベント等を調査し、ホームページに掲載した。
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスイベント調査を引き続き実施する。 ・区民向け啓発冊子の作成を検討する。

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築		
課題		7 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実		
1	取組み名称	DVに関する理解促進及び相談ツールの検討	実績	・DV相談に関する相談先について、相談先リーフレット等の配布を行った。
			今後の取組み	・引き続き、相談先リーフレット等の配布を行うとともに、らぶらぶらにおける講座等を活用しながら、DVに関する認知のきっかけづくりを行っていく。
2	取組み名称	男性DV被害者に対する相談体制の拡充	実績	・らぶらぶらで実施する「男性電話相談」の実施回数を月1回から月4回に拡充した。
			今後の取組み	・配偶者暴力相談支援センター機能における業務の一つであるDV相談事実証明書の発行を目的とした「男性面談」を6月1日より開始する。 また、男性相談のより充実した体制を検討していく。 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向け、女性支援に注目が集まるが、困難を抱える男性の存在を忘れず、必要な支援が届くよう、支援方法や体制を検討する。
3	取組み名称	警察との連携	実績	・DV被害者支援団体連絡会及び研修会を実施し、情報共有や意見交換等を行った。
			今後の取組み	・警察へ個別に連携を呼び掛けるとともに、DV被害者支援団体連絡会及び研修会の内容や開催形態を検討し、連携を強化する。 ・各ケースごとの危険度を示したシートを活用しながら、連携し、より具体的な支援を検討する。
4	取組み名称	DV被害者の自立に向けた支援	実績	・同行支援を実施した。
			今後の取組み	・同行支援に加え、より危険度の高い事案について、警備会社の警備員による同行警備を実施する。

課題		8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実		
1	取組み名称	「性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情（令和4年10月受理）」への対応	実績	・学識経験者や関係支援機関等を交えた、犯罪被害者等支援検討委員会を3回開催（令和4年8月、12月、令和5年3月）し、陳情や区議会からの意見書を踏まえ、世田谷区の今後の犯罪被害者等支援の方向性について検討した。
			今後の取組み	・引き続き、犯罪被害者等支援検討委員会で検討していく。
2	取組み名称	世田谷区議会からの「刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書」への対応	実績	・学識経験者や関係支援機関等を交えた、犯罪被害者等支援検討委員会を3回開催（令和4年8月、12月、令和5年3月）し、陳情や区議会からの意見書を踏まえ、世田谷区の今後の犯罪被害者等支援の方向性について検討した。
			今後の取組み	・引き続き、犯罪被害者等支援検討委員会で検討していく。
3	取組み名称	性的被害への区の対応（相談場所やピアサポートなど民間団体との連携）	実績	
			今後の取組み	・犯罪被害者等支援検討委員会で検討していく。
課題		9 暴力を容認しない意識づくり		
1	取組み名称	ハラスメント禁止の普及啓発	実績	
			今後の取組み	・特に女性や若者がハラスメントや性暴力等の被害を受けることのないよう、地域社会全体に向けた啓発を行う。

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築		
課題		1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援		
1	取組み名称	企業（不動産業者、病院等）への働きかけ	実績	・病院長会議における説明、区内不動産店（宅建世田谷区支部会員）への資料配布を行った。
			今後の取組み	・会議体や資料配布先について、改めて検討し、幅広く周知、啓発を行う。 ・区内企業や商店街において、ALL Yとして賛同した企業の名前や取り組みを発表、ステッカーの交付など検討。
2	取組み名称	教育分野への働きかけ（学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発）	実績	・らぶらすの出前講座を中学生向け7回、教員や保護者向け2回を実施した。
			今後の取組み	・らぶらすの出前講座を小学生向けにも実施する。 ・小学生、中学生向けに性に関するアンケートを実施するとともに、アンケート結果を踏まえた小学生向けリーフレットを作成する。
3	取組み名称	福祉領域の計画におけるLGBTQの位置づけ	実績	
			今後の取組み	・次期「保健医療福祉総合計画」へLGBTQへの配慮を盛り込むよう調整する。
4	取組み名称	庁内におけるLGBTQ理解促進	実績	
			今後の取組み	・庁内ALL Yを創出するため、有志による勉強会やワークショップ等を開催する。 ・庁内におけるLGBTQの方への対応にあたっては、性自認で対応するよう、周知や体制の整備を行う。

5	取組み名称	区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規程の整備に向けた取組み（特にらぶらす運営事業者をはじめとする区立施設運営受託事業者から、区との契約事業者、外郭団体等）	実績	
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・受託事業者へアンケート調査を行い、41事業者のうち、2事業者が同性パートナーの処遇平等の規定を、7事業者がソジハラスメント禁止の規定を整備。効果的な要請方法を検討。 ・区と契約を締結するすべての事業者に「契約履行にあたっての留意事項」を配付。多様性条例第7条「差別の解消等」に加え、第6条「事業者の責務」も特に遵守いただく条項として取り上げ、庁内及び外郭団体への周知を行った。
5	取組み名称	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象とならない、法定婚できない人（事実婚）の困りごとへの対応	実績	
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・（法定婚やパートナーシップの当事者と比して）関係性の理解や権利・義務において、どのような違いや生きづらさ、困難があるのか研究する。 ・法に抵触しない範囲で、ファミリーシップだけでなく事実婚も、家族や保護者として取り扱うよう、各事業の内容に応じた検討を働きかける。

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策		
課題の内容		方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の拡充		
1	取組み名称	より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり向けスペースの設置 ・3階自由利用スペースのレイアウト及び家具等の変更
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・施設表示（看板等）の新設 ・研修室利用基準の策定 ・学生向け自習スペース（研修室）の開放
2	取組み名称	区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等への出前講座 ・区民企画協働事業の実施 ・情報提供、活動支援
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じ、区内小中学校や大学等に出前講座を実施するとともに、区内企業向けのらぶらす出前講座を実施する。 ・引き続き、区民企画協働事業の実施、活動支援等を行う。 ・区民を主体とした男女共同参画基礎講座の実施 ・らぶらすサポーターの創出 ・地域における活動団体や大学生への学習支援
3	取組み名称	地域ネットワーク構築	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「連携先一覧」にもとづく、会議体への説明、イベント参加等
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「連携先一覧」に基づき、広報、周知先の拡充を図る。 ・らぶらす運営協議会を開催し、地域のステークホルダーと連携を図るとともに、得られた意見を運営に活かしていく。
4	取組み名称	広報、普及啓発	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・区、らぶらすの広報媒体を活用した広報の実施 ・区内イベントへの参加による周知、啓発
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・らぶらす施設紹介リーフレットの作成 ・らぶらすノベルティの作成 ・アニュアルレポート（事業報告書）の作成 ・HPリニューアル、SNSを活用した周知、啓発の強化

課題の内容		方策2 区職員の男女共同参画の推進		
1	取組み名称	庁内における情報発信や意見交換の場の創出	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・にじいろ通信（男女共同参画にかかる庁内紙）の発行 ・職員セルフチェックの実施
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・にじいろ通信、職員セルフチェックを引き続き実施する。 ・庁内若手職員を中心とした意見交換の場を創出する。
2	取組み名称	障害者の自立生活に向けたジェンダーの視点	実績	
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化した問題が何かを明らかにし、適切な支援の取組みにつなげていくことで、ジェンダー主流化を推進する。
課題の内容		方策3 推進体制の整備・強化		
1	取組み名称	苦情処理委員会の相談件数の少なさ、周知不足	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理委員会委員からの意見聴取
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・申立てやプロセス等、利用しやすい制度になるよう、検討を行う。
2	取組み名称	地域における男女共同参画の推進及びネットワークの構築	実績	
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のステークホルダーを中心に地域懇談会（意見交換の場）を実施し、地域における男女共同参画の視点を広げていく。

3	取組み名称	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備	実績	
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・女性を取り巻く状況と経済的な困難をはじめとする生きづらさを抱える女性が求める支援を明らかにし、改善のための効果的な支援体制の構築に向けて検討する。 ・その際、「特別区長会調査研究機構」の調査「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」の結果をはじめ、ジェンダー統計の視点を入れる。 ・基本計画策定、調整会議の設置、民間団体との連携など支援体制のあり方について検討を行う。
4	取組み名称	人口動態をはじめジェンダー統計を踏まえた施策の展開	実績	
			今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・人口動態を性別・年代別に分析し、その違いの要因や、違いがもたらす影響を議論し、必要な事業展開につなげる。

令和4年度の苦情の申立て等の処理状況と今後の課題について

1 苦情申立て等の概要

令和4年度については、苦情の申立て等はなかった。

2 苦情等の件数の推移

		苦情	意見	相談	計
令和4年度	件数 (うち苦情処理委員会 への諮問件数)	0	0	0	0 (0)
令和3年度	件数 (うち苦情処理委員会 への諮問件数)	0	0	0	0 (0)
令和2年度	件数 (うち苦情処理委員会 への諮問件数)	0	0	0	0 (0)
令和元年度	件数 (うち苦情処理委員会 への諮問件数)	1 (1)	0	0	1 (1)
平成30年度	件数 (うち苦情処理委員会 への諮問件数)	1 (1)	0	0	1 (1)

3 課題と検討状況

平成30年4月の条例施行から約5年間で、処理件数が2件である現状を踏まえ、以下3つの課題について検討を進める。

- (1) 周知の仕方、制度の認知
- (2) 手続きの簡便化
- (3) 公平性、透明性の向上

※検討状況は裏面を参照

課題	検討状況
<p>(1) 周知の仕方、制度の認知</p>	<p>① どのような事案が対象になるか、分かりやすく伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページに、より具体的な想定例を掲載する。 ・ 令和元年度の案件を行政施策の改善・成果として、やさしい表現で説明する。(申立てをすることが区を良くすることにつながるということを伝える。) ・ 区の様々な広報(ホームページ、区のおしらせ、SNS等)を活用し、定期的に制度周知を行う。 <p>② どのような委員が審査・審議するのか、公表することで信頼性を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員は区長からの委嘱であることを示す。 ・ 委員の名前、プロフィール(肩書・所属)を公開する。 ・ あわせて、20～30字程度の区民向けメッセージも掲載する。 <p>③ 苦情処理という名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区が申立内容を「苦情」、ネガティブなものとして捉えている印象があり、申立を躊躇させてしまう恐れもある。 ・ 例えば「申し立て検討委員会」「紛争・相談処理委員会」のような表現に名称変更することができないか検討する(通称も可能性として検討)。
<p>(2) 手続きの簡便化</p>	<p>① 申立てのしやすさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込方法にもハードルがあるため、受付方法の見直しを検討する(オンラインでの受付等)。 <p>② 申立書作成の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すでに簡素化された様式ではあるが、どの項目に何を書けばいかわかりにくいので、記入例を用意する。 ・ 多文化共生の苦情処理委員会でもあることを考えると、やさしい日本語、ルビ付き、多言語対応された様式についても検討する。
<p>(3) 公平性、透明性の向上</p>	<p>① 委員への事前相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の中立性・独立性の向上のため、申立前に区を介さず、直接委員会に事前相談の機会を設けることが可能か検討する。 <p>② 審査前・期間中・答申後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員は、申立人の申し立て内容を資料の中でしか判断できないため、委員も申立人に意見を聴取する機会や、所管課ヒアリングに立ち会えるよう調整する。少なくとも、誰に何を聞きたいかを委員に確認し、委員の適正な審査につなげる。 <p>③ 議事録の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の議事録を開催ごとに作成し公開するが、議事録は本人のプライバシーに関わるので、一律に全てを公開はしない。必ず申立人の同意を得たうえで公開する。

令和 5 年 5 月 3 1 日

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び各部会 令和 5 年度年間予定表 (案)

月	審議会	男女共同参画推進部会	多文化共生推進部会
5月	第1回 (5月31日) (報告案件) <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」素案の検討状況報告について ・「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況について ・令和4年度の苦情の申立て等の処理状況と今後の課題について ・令和5年度の審議会・部会の開催予定について 		第1回 (5月19日) (協議予定案件) <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」策定に向けた検討状況について
6月		第1回 (6月30日) (報告予定案件) <ul style="list-style-type: none"> ・「令和4年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取り組み状況報告書」(案)について ・男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等にかかる検討状況について 	
7月		(7月 男女プラン報告書の発行。部会委員の皆様へ送付。)	第2回 (7月10日) (協議予定案件) <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」素案 (案) について ・「令和4年度世田谷区多文化共生プラン取り組み状況報告書」(案) について
8月	第2回 (今後調整予定) (協議予定案件) <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」素案 (案) について (報告予定案件) <ul style="list-style-type: none"> ・「令和4年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取り組み状況報告書」の完成及び今後の課題について ・「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況について 		

月	審議会	男女共同参画推進部会	多文化共生推進部会
9月			(9月 多文化プラン報告書の発行。部会委員の皆様へ送付。)
10月		第2回 (今後調整予定) (協議予定案件) ・次期プラン策定に向けた区民意識調査の調査事項検討について (報告予定案件) ・「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況について	第3回 (今後調整予定) (協議予定案件) ・「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」(案) について (報告予定案件) ・区民意見募集の状況について
11月	第3回 (今後調整予定) (審議予定案件) ・「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」策定にあたっての考え方について(答申) (報告予定案件) ・「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況について		
12月			
1月			
2月		第3回 (今後調整予定) (協議予定案件) ・次期プラン策定に向けた区民意識調査の調査事項決定について ・「令和4年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取り組み状況報告書」に基づく次年度の実施計画について (報告予定案件) ・「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況について	
3月			